

国立大学法人宇都宮大学受託研究員受入規程

学長裁定	昭和48年 9月27日
一部改正	昭和50年 3月31日
〃	昭和58年 4月 1日
〃	昭和59年 7月11日
〃	昭和61年10月20日
〃	昭和62年 4月 1日
〃	昭和63年 4月14日
〃	平成元年 4月14日
〃	平成 3年 5月10日
〃	平成 3年12月11日
〃	平成 5年12月28日
〃	平成11年 7月 9日
〃	平成13年 3月30日
〃	平成14年 4月 1日
〃	平成16年 4月 1日
〃	平成18年 3月28日
〃	平成20年 3月18日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人宇都宮大学（以下「本学」という。）における民間会社等からの委託による研究員の受入れについて必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 受託研究員（以下「研究員」という。）として受け入れることができる者は、民間会社等の現職技術者及び研究者であって、学校教育法（昭和22年法律第26号）第102条本文で定める大学院に入学することができる者又は学長がこれらに準ずる学力があると認める者とする。

(種類)

第3条 本学が受け入れる研究員の種類は、次のとおりとする。

- 一 一般の受託研究員
- 二 農林水産省農林水産技術会議事務局所管の独立行政法人が定める「国内留学制度」による受託研究員（以下「農林水産省国内留学研究員」という。）
- 三 農林水産省農林水産技術会議事務局所管の独立行政法人が定める「流動研究員制度」による受託研究員（以下「農林水産省流動研究員」という。）

四 農林水産省「農業改良普及推進事業実施要領（普及職員等資質向上緊急対策事業）」による受託研究員（以下「農林水産省普及職員国内留学研修員」という。）

（委託者）

第4条 研究員を委託しようとする民間会社等の長（以下「委託者」という。）は、別表の定めるところによる。

（申請）

第5条 委託者が研究員を委託しようとするときは、受託研究員委託申請書（別紙様式）に研究員の履歴書及び健康診断書を添えて、学長に申請するものとする。

（受入れ許可）

第6条 前条の申請があったときは、受け入れる学部教授会、研究科委員会又は学内共同教育研究施設の管理運営を審議する委員会の議を経て、学長が受入れを許可し、委託者あて通知する。

（受入れ時期）

第7条 研究員の受入れの時期は、原則として、年度の始めとする。ただし、特別の理由があるときは、年度の中途において受け入れることができる。

（研究期間）

第8条 研究員の研究期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの間とし、研究員の種類ごとに別表のとおりとする。ただし、研究を継続しようとするときは、委託者の申請により、学長が継続を許可することができる。

（受入れの取消し）

第9条 研究員が不都合な行為をなし、又は研究目的を達成し得ないと認めたときは、受け入れた学部教授会、研究科委員会又は学内共同教育研究施設の管理運営を審議する委員会の議を経て、学長が受入れの許可を取消すことがある。

（研究料）

第10条 委託者は、研究員の受入れを許可されたときは、研究員の種類に応じ、別に定める額の研究料を、指定の期間内に納入しなければならない。

2 既納の研究料は、いかなる理由があっても返還しない。

3 研究料を納入しないときは、受入れの許可を取り消す。

（研究方法）

第11条 研究員は、研究課題について、指導教員の指導を受け、研究に従事するものとする。

2 研究員は、研究期間中特に定める日を除き、毎日登学して研究に従事するものとする。

(指導教員)

第12条 研究員の研究及び研究生生活等の指導助言を行うため指導教員を置く。

2 指導教員は、受け入れた学部の長、研究科の長又は学内共同教育研究施設の長が委嘱する。

(運営細目)

第13条 この規程の運用及び研究員に関する必要な細目は、学長の承認を得て、各学部長、各研究科長又は各学内共同教育研究施設の長が別に定めることができる。

附 則

1 この内規は、昭和48年10月1日から施行する。

2 宇都宮大学大学院農学研究科受託研究員受け入れ内規（昭和42年3月15日学長裁定）は、廃止する。

附 則

この内規は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則

この内規は、昭和61年10月20日から施行する。ただし、昭和61年度において受け入れた者に係る事務は、なお従前の例による。

附 則

この内規は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、昭和62年7月24日から施行する。

附 則

この内規は、昭和63年4月14日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成元年 4 月14日から施行し、平成元年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この内規は、平成 3 年 5 月10日から施行する。
- 2 この内規の施行前に提出した願出に係る書類は、改正後の内規第 5 条の規定により提出した書類とみなす。

附 則

この内規は、平成 3 年12月11日から施行し、平成 3 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この内規は、平成 5 年12月28日から施行し、平成 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この内規は、平成11年 7 月 9 日から施行し、平成11年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この内規は、平成13年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成14年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成16年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に宇都宮大学受託研究員受入内規（昭和48年 9 月 27日学長裁定）により申込みを受けた受託研究員の取扱いについては、この規程により申込みを受けたものとみなす。

附 則

この規程は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年 3 月25日から施行する。

別表（第4条及び第9条関係）

区 分		研 究 期 間	受託研究員の委託者
一 般 の 受 託 研 究 員	長期	6 か月を超えて 1 年以内	民間会社等の長
	短期	6 か月以内	
農林水産省国内留学研究員	長期	6 か月を超えて 1 年以内	所属する独立行政
	短期	6 か月以内	法人の長
農 林 水 産 省 流 動 研 究 員		3 か月以内	所属する独立行政 法人の長
農林水産省普及職員 国内留学研修員	改良普及員	6 か月以内	都道府県知事
	専門技術員及 び農業者研修 教育施設等指 導職員	3 か月以内	

別紙様式（第5条関係）

平成 年 月 日

平成 年度受託研究員委託申請書

宇都宮大学長 殿

所 在 地
所属会社名
又は機関名
代表者氏名 印

下記の者を受託研究員として、貴学に研究指導を委託したいので受入れを許可下さるようお願いします。

記

受託研究員氏名		性別	男・女	年齢	才
最 終 学 歴 及 び 卒 業 年 月 日					
所属会社又は機関名 (所属部課職名)					
研 究 題 目					
研究計画の概要					
希望研究科名及び 指導教員官職氏名					
研 究 期 間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで (か月)				
研 究 期 間 中 の 住 居 予 定 地					
備 考	添付書類 1 履 歴 書 1 通 (写真添付のもの) 2 健康診断書 1 通				